

3492号 2021年02月01日

PwC あらた有限責任監査法人 公認会計士 林 千雄

PwC あらた有限責任監査法人 公認会計士 吉岡 亨

IFRSをめぐる動向 第130回《特別編》 2020年の主な基準開発の動向と今後の予定

(10頁)

I はじめに

昨年2020年は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大により大変な1年になりました。3月以降、国際財務報告基準（IFRS）の設定主体である国際会計基準審議会（IASB）の会議もリモート形式で行われるなど、IFRSをめぐる活動には一定の制限がありました。そうした中でもコロナ禍での対応、新基準の開発、意見募集文書の公表などさまざまな動きがあった年といえます。

コロナ禍での対応としては、金融商品（IFRS第9号）、リース（IFRS第16号）に関連した教育文書の公表および基準の修正といった緊急的な対応が行われました。また、新基準としては、昨年6月に、最後の大型基準とも言われていた保険契約（IFRS第17号）がついに最終化されました。また、8月には、金利指標改革に対応した救済措置を設けるための基準の修正も最終化されました。

さらに、多くの関心が寄せられているのれんと減損のトピックについては、3月にディスカッション・ペーパーが公表され、多くのコメントが寄せられています。また、11月には、現行の企業結合（IFRS第3号）では適用対象外とされている共通支配下の企業結合に関するディスカッション・ペーパーも公表されました。

本稿では、このような昨年1年のIFRSをめぐる基準開発の動向を振り返るとともに、今後予定される動きについて紹介します。

II 主な公表物

昨年2020年におけるIASBの公表物は、図表1のとおりです。まず、新型コロナウイルス感染症に関連した公表物である①、②、③を紹介し、次にそれ以外の重要な公表物である⑥、⑦、⑧、⑨を取り上げて説明します。

【図表1】2020年におけるIASBの主な公表物

新型コロナウイルス感染症 (Covid-19) 関連
<p>① 「Covid-19 の不確実性を考慮した IFRS 第 9 号の適用」 (教育文書) (3 月)</p> <p>② 「Covid-19 の不確実性を考慮した IFRS 第 16 号の適用」 (教育文書) (4 月)</p> <p>③ 「Covid-19 に関連した賃料減免」 (IFRS 第 16 号の修正) (5 月)</p>
最終文書
<p>④ 「負債の流動又は非流動への分類」 (IAS 第 1 号の修正) (1 月, 7 月)</p> <p>⑤ 「IFRS 基準の狭い範囲の修正」 (5 月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「概念フレームワークへの参照」 (IFRS 第 3 号の修正) ・「意図した使用の前の収入」 (IAS 第 16 号の修正) ・「不利な契約 - 契約履行のコスト」 (IAS 第 37 号の修正) ・年次改善 (IFRS 第 1 号, IFRS 第 9 号, IAS 第 41 号および IFRS 第 16 号の軽微な修正) <p>⑥ 「IFRS 第 17 号「保険契約」の修正」 (6 月)</p> <p>⑦ 「金利指標改革 - フェーズ 2」 (IFRS 第 9 号, IAS 第 39 号, IFRS 第 7 号, IFRS 第 4 号および IFRS 第 16 号の修正) (8 月)</p>
意見募集文書
<p>⑧ ディスカッション・ペーパー「企業結合 - 開示, のれんと減損」 (3 月)</p> <p>⑨ ディスカッション・ペーパー「共通支配下の企業結合」 (11 月)</p> <p>⑩ 公開草案「セール・アンド・リースバック取引におけるリース負債」 (IFRS 第 16 号の修正案) (11 月)</p> <p>⑪ 情報要請「IFRS 第 10 号『連結財務諸表』, IFRS 第 11 号『共同支配の取決め』及び IFRS 第 12 号『他の企業への関与の開示』の適用後レビュー」 (12 月)</p>
IFRS 財団意見募集文書
<p>⑫ 「デュー・プロセス・ハンドブック」の改訂 (8 月)</p> <p>⑬ 「サステナビリティ報告に関する協議ペーパー」 (9 月)</p>

1. 新型コロナウイルス感染症 (Covid-19) への対応

この1年、新型コロナウイルス感染症の世界的な大流行（パンデミック）は、感染症それ自体の医学的な影響をはるかに超えて、経済活動や信用環境に深刻な影響を及ぼし、結果として財務報告にも広範囲かつ重大な影響が生じています。

こうした中、IASBは、規制当局を含めた様々な利害関係者と緊密に連携しながら、企業の財務報告において重大な懸念や課題が生じていないか継続的にモニターしています。その結果、多くの困難は生じているものの、現行のIFRS基準は概ね問題なく運用されていると考えられていましたが、特に実務上の困難が見受けられたIFRS第9号「金融商品」およびIFRS第16号「リース」については、次のような緊急的な対応が行われました。

(1) 「Covid-19の不確実性を考慮したIFRS第9号の適用」 (教育文書)

2020年3月27日、IASBは、IFRS第9号の減損に関する教育文書を公表しました。IFRS第9号では、償却原価またはその他の包括利益を通じて公正価値（FVOCI）で測定される金融資産などについて、予想信用損失（ECL）モデルに基づく減損損失の認識が求められます。本教育文書は、新型コロナウイルス感染症の影響を予想信用損失にどのように反映するかについて、次のとおり述べています。

- ・新型コロナウイルス感染症および政府による施策の影響について、合理的で裏付け可能な情報に基づいて織り込むことは容易ではない。
- ・ただし、そうした状況においても、可能な限り入手可能な過去、現在および将来予測的な情報を使用して予想信用損失の見積りを行わなければならない。
- ・IFRS第9号は、予想信用損失の測定についての明確な境界線や機械的なアプローチを規定しているものではなく、実態に合わせて、適切にアプローチを修正する必要がある。

ここでの重要なメッセージは、新型コロナウイルス感染症から生じる不確実性が大きかったとしても、それは見積りが不可能であることを意味するものではなく、可能な範囲で最善の見積りを行う必要があるという点です。なお、本教育文書は、関連するIFRS第9号の要求事項を強調したものであり、現行の要求事項の修正ではないとされています。

(2) 「Covid-19の不確実性を考慮したIFRS第16号の適用」 (教育文書)

次に、2020年4月10日に、IASBは、賃料減免に対するIFRS第16号の適用に関する教育文書を公表しました。新型コロナウイルス感染症のパンデミックの過程で、世界中でリース料の免除や一時的な繰延が行われましたが、その会計処理について、本教育文書は次のとおり述べています。

- ・賃料の減免が、「リースの条件変更」、すなわちリースの当初の契約条件の一部ではないリースの範囲または対価の変更に該当するか検討する。例えば、リース料の減額が不可抗力（フォース・マジュール）条項など既存の契約条項や法規制から生じている場合、当初の契約条件の一部から生じているため、「リースの条件変更」には該当しない。
- ・「リースの条件変更」に該当する場合、借手は、改訂後のリース料を改訂後の割引率で割り引いてリース負債の再測定を行う。差額は使用権資産から減額され、純損益への影響はリースの残存期間にわたって生じる。
- ・「リース料の条件変更」に該当しない場合、賃料の減免は一般的に負の変動リース料として取り扱われる。すなわち、借手は、リース料の減額の契機となる事象が発生した期間に純損益（利益）を認識する。

本教育文書は、上述の IFRS 第 9 号に関する教育文書と同様に、関連する IFRS 第 16 号の要求事項を強調したものとされています。しかし、その検討の過程で、こうした賃料減免は大量となる可能性があり、パンデミックの間に借手が直面する多くの課題を考えると、IFRS 第 16 号を導入してまだ間もない借手がすべての契約について「リースの条件変更」に該当するかどうかの評価を行うことは、実務上、困難であるとの認識が広がりました。そこで、IASB は、IFRS 第 16 号の修正を行う方向に舵を切ることになります。

(3) 「Covid-19 に関連した賃料減免」（IFRS 第 16 号の修正）

2020 年 4 月 17 日、IASB は、臨時の審議会を開催し、新型コロナウイルス感染症に関連する賃料減免に関する借手の会計処理について、IFRS 第 16 号を修正する提案を暫定決定しました。その後、2020 年 4 月 24 日に公開草案「COVID-19 に関連する賃料減免（IFRS 第 16 号の修正案）」を公表し、いくつかの修正を行ったうえで、2020 年 5 月 28 日に、最終的な修正基準を公表しました。公開草案のコメント期間は 14 日間であり、異例のスピードでの対応であったといえます。

本修正は、新型コロナウイルス感染症に関連する一定の賃料減免について、借手による「リースの条件変更」であるかどうかの評価を免除する任意の実務上の便法を設けたものであり、2020 年 6 月 1 日に発効しました。内容の概要は次のとおりですが、借手は実務上の便法を適用した結果、多くの場合、減免が発生した期間に（負の変動リース料としての）利益を認識すると考えられます。

- ・借手は、一定の条件を満たす賃料減免について、リースの条件変更でない場合と同じ方法で会計処理する実務上の便法を選択できる。

- ・実務上の便法が適用できるのは、新型コロナウイルス感染症のパンデミックの直接的な結果として生じる賃料減免であり、かつ、以下の条件のすべてが満たされる場合のみである。
 - ・リース料の変更により生じる改訂後の対価が、変更直前のリースの対価とほぼ同額であるか、またはそれを下回る
 - ・リース料の減額が、2021年6月30日以前に期限が到来するリース料にのみ影響を与える（2021年7月1日以後のリース料は減額されない）
 - ・当該リースの他の契約条件に実質的な変更がない
- ・実務上の便法を適用した借手は、その旨および影響額の開示が求められる。
- ・なお、貸手は、トップライン（売上）に影響が生じる可能性もあり、借手のような実務上の便法の適用は認められておらず、既存のガイダンスに従った会計処理を行う必要がある。

なお、IASBは、こうした緊急的な対応に加えて、新型コロナウイルス感染症への対応に追われる利害関係者への配慮として、意見募集文書の公表タイミングの延期、コメント期間の延長などの対応も行っており、そうした対応は2021年も続いています。しかし、その中でも次に述べるIFRS第17号「保険契約」の修正および金利指標改革（フェーズ2）については、喫緊のプロジェクトとして当初のスケジュールから遅滞なく基準の最終化に至りました。次に、これらの基準の概要について説明します。

2. IFRS第17号「保険契約」の修正

2020年6月、IASBは、IFRS第17号「保険契約」の修正を公表しました。

2017年に公表されたIFRS第17号は、現行IFRS第4号「保険契約」の要求事項を置き換え、保険契約について首尾一貫した会計上の要求事項を導入する新しい基準です。しかし、既存の保険会計の実務に根本的な変更をもたらすため、その適用にあたってはシステム開発費用を含む多額のコストが必要になるといわれていました。また、利害関係者からは、IFRS第17号の適用にあたって多くの懸念および適用上の課題も提起されていました。

こうした状況の下で、IASBは、2019年6月に公開草案「IFRS第17号の修正」を公表しました。その後、利害関係者からのフィードバックに関する2019年10月以降のIASBの審議結果を反映させたうえで、約1年後の2020年6月に基準の最終化に至りました。これにより、1999年に議論が開始された保険契約のプロジェクトは、20年以上を経てようやく一区切りを迎えたこととなります。

本修正は、IFRS 第 17 号の基本的な原則を変更するものではありませんが、利害関係者から提起された懸念や課題に対応して、次の 3 つを目的とした修正が行われています。

- (1) 一部の要求事項を簡素化することによりコストの削減を図る。
- (2) 財務業績の説明をより容易にする。
- (3) 発効日を 2 年間延期して 2023 年 1 月 1 日以降とし、また適用開始時の追加的な救済措置を設けることにより移行の負荷を軽減する。

具体的な修正の内容は、図表 2 に記載のとおりです。IASB は、今回の修正により、IFRS 第 17 号の適用を容易にする一方、既に適用の準備を進めている企業に不当な混乱を生じさせないことも重視しており、内容としては狭い範囲の修正や明確化であるといえます。

【図表 2】IFRS 第 17 号の修正における主な修正点

項目	修正内容
保険獲得キャッシュ・フローの資産計上	保険獲得コストを将来見込まれる更新契約にも配分し、更新契約を認識するまで資産として認識する。
投資関連サービスを含む契約に関する契約上のサービス・マージンの配分（収益認識）	投資関連サービスを含む契約における保険収益の認識パターンの決定において、保険サービスだけでなく、投資関連サービスの給付も考慮する。
保有再保険契約による損失回収の認識	当初認識時に、基礎となる保険契約から（不利な契約として）損失を認識する場合、対応する再保険契約から利益を認識する。
その他の修正	<ul style="list-style-type: none"> ・一部のクレジットカード（または類似の）契約および融資契約を IFRS 第 17 号の適用範囲から除外する。 ・財政状態計算書における保険契約資産および負債について、グループレベルではなく、ポートフォリオレベルでの表示を行う。 ・リスク軽減オプションの対象として、保有再保険契約および純損益を通じて公正価値（FVPL）で測定される非デリバティブ金融商品についても適用を認める。 ・過去の期中財務諸表で行われた見積りの変更につい

	て、洗替法と切離法のいずれかを会計方針として選択できる。
--	------------------------------

なお、IFRS 第 17 号は、保険会社以外も含め、保険契約の定義を満たす契約を発行するすべての企業に影響が生じます。これには、一般事業会社や銀行等の金融機関も含まれる可能性があり、その場合には、保険会社以外であっても IFRS 第 17 号を適用する必要がある点に注意が必要です。修正された IFRS 第 17 号は、上述のとおり、2023 年 1 月 1 日以後に開始する事業年度からの適用が求められており、早期適用も認められています。

3. 金利指標改革（フェーズ 2）

2020 年 8 月、IASB は、金利指標改革で生じる論点への対応として、IFRS 第 9 号、IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」、IFRS 第 7 号「金融商品：開示」、IFRS 第 4 号および IFRS 第 16 号の修正を公表しました。

現在、2014 年 7 月の金融安定理事会の提言に基づく金利指標改革（IBOR 改革）が進められており、LIBOR を代表とした既存の金利指標を代替金利に置き換える取組みが進んでいます。金利指標改革は、LIBOR ベースの変動金利による資金調達やデリバティブによる金利リスクのヘッジを行っている企業など多くの企業に影響が及ぶ可能性があるため、IASB は、財務報告にどのような影響が生じるか、また、どのような救済措置を設けるべきかについて、フェーズ 1（金利指標を置き換える前に生じる論点）およびフェーズ 2（金利指標の置換え時に生じる論点）に分けて検討を進めてきました。

2019 年に公表されたフェーズ 1 の修正では、ヘッジ会計を適用している場合に、金利指標改革による将来キャッシュ・フローの不確実性の存在を考慮せずに、ヘッジ会計の継続を判断できるよう一定の救済措置が提供されました。そして、2020 年 8 月に公表されたフェーズ 2 の修正では、金利指標が置き換わる際の会計処理について、次のような救済措置および開示要求が設けられました。

<p>(1) 契約上のキャッシュ・フローの変更に関する救済措置</p> <p>金融資産および金融負債（リース負債を含む）の契約上のキャッシュ・フローの基礎が変更された場合、金利指標改革で要求される変更（すなわち、金利指標改革の直接的な結果として要求され、経済的に同等である場合）については、認識の中止や条件変更の会計処理を行わずに利得または損失を純損益に認識しない実務上の便法を提供する。</p>	
<p>(2) ヘッジ会計に関する救済措置</p>	

金利指標改革のみを理由としてヘッジ対象またはヘッジ手段の変更が生じる場合に、ヘッジ会計の中止とならないように、ヘッジ会計の要求事項に関する一時的な例外措置を設ける。

(3) 追加的な開示

企業が代替的な金利への移行をどのように管理しているか、その進捗状況および移行から生じるリスク等に関する定性的・定量的情報の開示を要求する。

こうした救済措置の結果として、金利指標改革によって LIBOR が他の金利指標に置き換わるなど契約条件が変更された場合であっても、一般的に損益は認識されず、また、ほとんどのヘッジ関係についてもヘッジの継続が認められると考えられます。ただし、金利指標改革によって要求される変更以外の変更（例えば、取引相手の信用リスクのスプレッドを反映した変更）があった場合、条件変更の会計処理の適用やヘッジ非有効部分の認識などによる追加的な損益計上が求められる場合があるため、注意が必要です。本修正は、2021年1月1日以後に開始する事業年度からの適用が求められており、早期適用も認められています。

4. のれんと減損

2020年3月、IASBは、ディスカッション・ペーパー「企業結合 - 開示、のれんおよび減損」（以下「本DP」）を公表しました。IFRS第3号「企業結合」の適用後レビューの結果を受け、2015年から開始したのれんと減損のリサーチ・プロジェクトの成果物です。

本DPでは、企業結合に関する情報を改善するためにIASBが検討した項目とそれに対するIASBの予備的見解が示されています（図表3参照）。プロジェクトの当初は減損テストの有効性の改善に焦点が置かれていましたが、合理的なコストで実行可能な改善策がないとされ、代わりに企業結合の開示の拡充を図る提案が多く含まれています。

【図表3】IASBが検討した項目と主な予備的見解

IASBが検討した項目	IASBの主な予備的見解
企業結合の開示の改善	・取得後の業績に関する開示要求を追加する（例えば、取得の戦略的根拠、経営者の目的、取得の進捗度のモニターに使用する指標などの開示を求める）。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ IFRS 第3号の開示目的と開示要求を改善する（例えば、取得によるシナジーの説明、予想実現時期、金額などの開示を求める）。
のれんの減損テストの有効性の改善	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行よりも著しく有効性の高い減損テストを設けることは実行可能でない。
のれんの償却の再導入	<ul style="list-style-type: none"> ・ 償却を再導入しない（減損テストのみのモデルを維持する）。
減損テストの簡素化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年次の減損テストの要求を廃止する。 ・ 使用価値算定についての制限の一部を廃止する。
その他の論点	<ul style="list-style-type: none"> ・ のれんと区別して識別される識別可能な無形資産の範囲は変更しない。 ・ 貸借対照表上でのれんを除いた資本合計の金額の表示を求める。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を考慮し、コメント期限は当初の2020年9月から2020年12月末まで延期されました。本稿執筆時点でIASBのウェブサイトには187件のコメントが寄せられており、関心の高さが伺えます。

2021年は、これらのコメントを受けて審議が行われ、公開草案の公表に向け、具体的な提案が検討されると予想されます。日本の関係者の関心も高い償却の再導入に関する議論の行方も注目されます。寄せられたコメントでは、償却の再導入を支持する意見も比較的多く見られますが、減損のみモデルを支持する意見も見られ、結論を導くのは容易ではない可能性があります。

なお、関係者からのコメントの中には、類似の基準である米国会計基準と比較可能な結果となるよう検討を進めるべきとの意見も見られます。米国財務会計基準審議会（FASB）においても、現在、2019年7月に公表した意見募集「識別可能な無形資産と事後ののれんの会計処理」に寄せられたコメントを受け、のれんの償却モデルに関する審議が行われています。2020年7月から公開の議論が再開され、2020年12月には主に次のような点が暫定的に決定されています。

- ・ のれんを定額法で償却する。
- ・ のれんを10年のデフォルト期間で償却する。ただし、取得の事実と状況に基づき他の

期間を正当化できる場合を除く。

- ・他の償却期間を選択する場合、上限期間（cap）に従う。
- ・償却期間の見直しは不要。

企業の合併・買収（M&A）がグローバルに活発に行われる現在の環境下において、その財務報告の取扱いを定める会計基準の大幅な相違は望まれず、IASB と FASB が緊密に協力して、比較可能な基準として改善が進められることが期待されます。

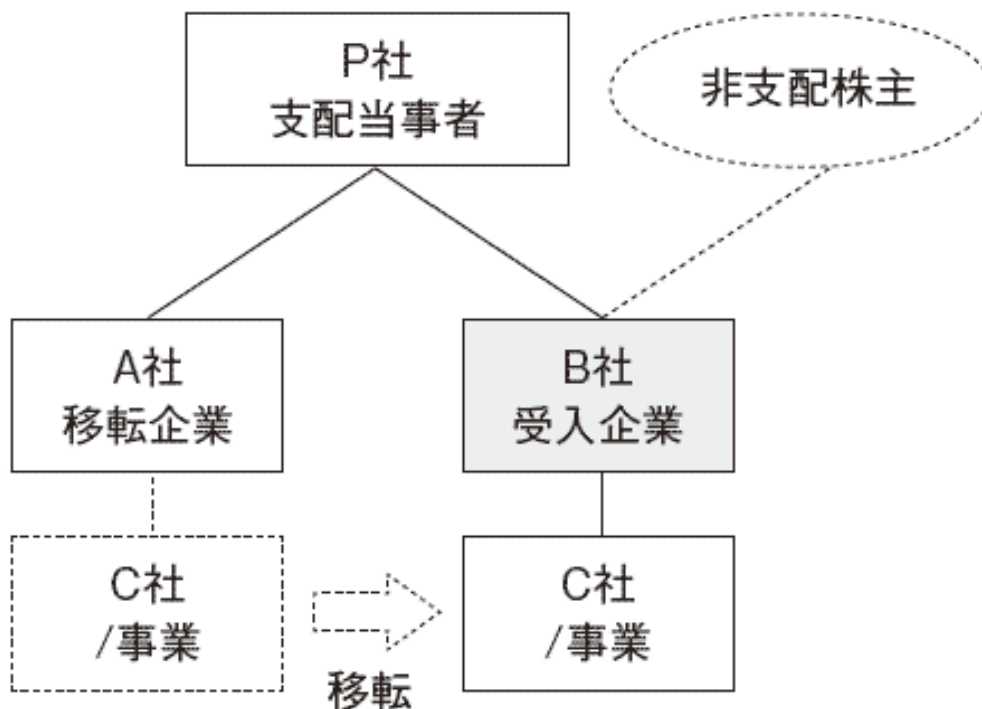
5. 共通支配下の企業結合

2020年11月、IASBは、ディスカッション・ペーパー「共通支配下の企業結合」（以下「本DP」）を公表しました。2012年から長きにわたって検討されてきたリサーチ・プロジェクトにおけるIASBの検討過程や予備的見解がまとめられています。

近年、企業グループ内の事業の整理や統合といった組織再編取引が多く見られ、その手法も合併、分社、スピンオフなど多様化しています。しかし、IFRS第3号は再編前後で支配している親会社や株主が変わらない共通支配下の企業結合を適用範囲から除外しています。明示的な定めがないため、会計処理に実務上の不統一が生じているといわれます。

本DPでは、この共通支配下の企業結合における受入企業（図表4のB社）を対象とし、その財務諸表における会計処理や開示の取扱いを検討しています。個別財務諸表にIFRSが適用される場合のみならず、子会社が連結財務諸表を作成する場合も対象となるため、親子上場が見られる日本の企業にも関係する内容といえます。

【図表4】 本DPの対象となる共通支配下の企業結合

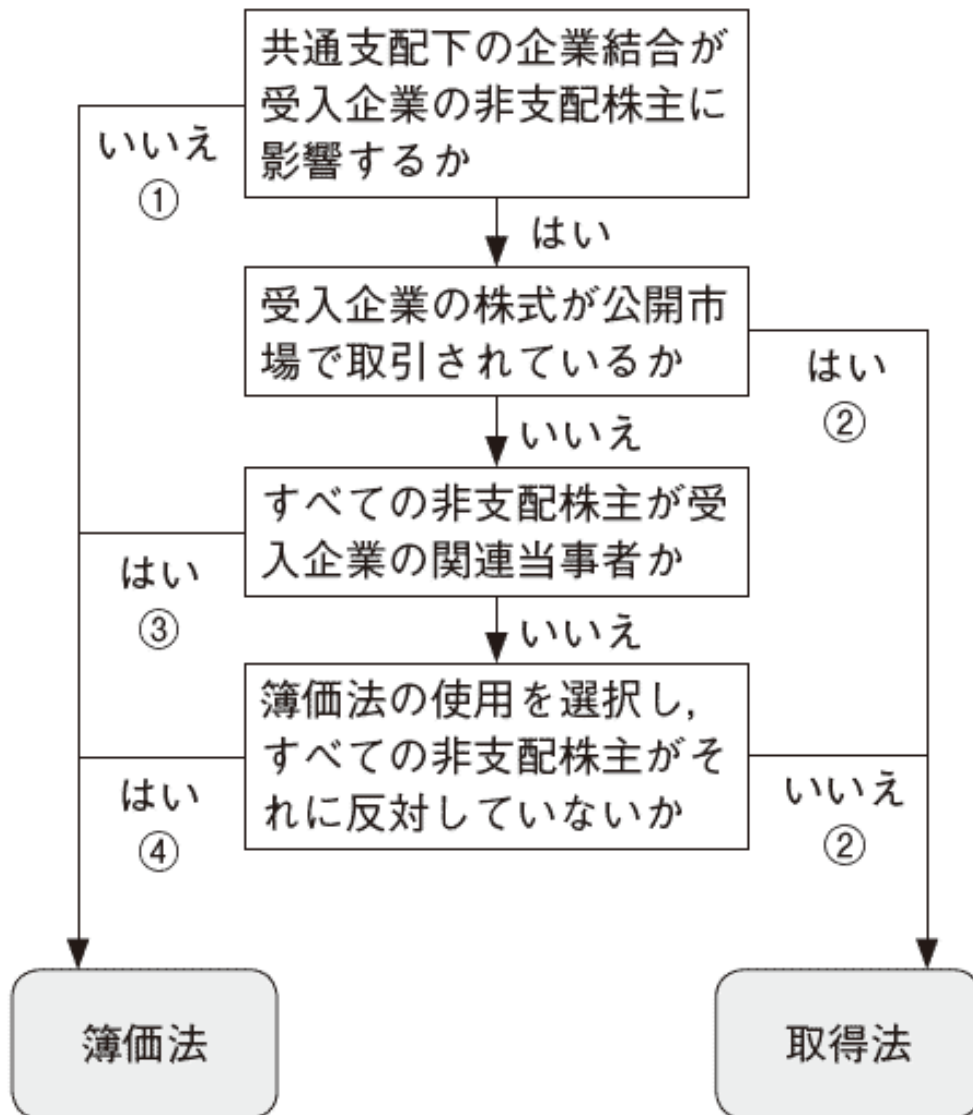


受入企業（B社）の会計処理について、2つの測定方法（簿価法と取得法）のいずれかの適用を求める提案となっています。取得法の適用は、受入企業の財務諸表の利用者に有用な情報をもたらすとされ単一の測定方法も検討されましたが、常に取得法の適用を求めることはコストに見合わないとされました。ただし、比較可能性の観点から、会計方針の選択ではなく、共通支配下の企業結合が受入企業（B社）のグループ外の株主（非支配株主）に影響するかどうかなどに応じて2つの測定方法を使い分けることが提案されています。具体的な提案（IASBの予備的見解）は次のとおりです。

（測定方法）

- ・非支配株主に影響しない場合、簿価法を適用する（図表5の①）。
- ・非支配株主に影響する場合、原則として取得法を適用する（図表5の②）。
- ・非支配株主に影響するが、非公開会社の場合、次の例外がある。
 - ・すべての非支配株主が関連当事者の場合、簿価法を適用する（図表5の③）。
 - ・すべての非支配株主が簿価法の適用に反対していない場合、簿価法を適用できる（図表5の④）。

【図表5】測定手法の選択のフローチャート



取得法と簿価法の具体的な会計処理についても本 DP で検討が行われており，次の予備的な見解が示されています。

(簿価法)

- ・ 受入企業は移転対象の企業の帳簿価額で資産・負債を測定する。
- ・ 資産・負債の帳簿価額と対価の差額を資本に認識する。
- ・ 結合前の情報を修正再表示しない。

(取得法)

- ・ 次の場合を除き、IFRS 第3号の取得法に基づく処理とする。
- ・ 対価（例えば80）が取得した識別可能純資産の公正価値（100）を下回る場合（20）、割安購入益でなく、資本の増加（資本の拠出）とする。

（開示）

- ・ 取得法を適用する場合、通常の企業結合と同様に、IFRS 第3号に基づく開示を行う。
- ・ 簿価法を適用する場合、IFRS 第3号に基づく一部の開示と、資本に認識した額と科目を開示する。

コメント期間は、十分な検討期間の確保に加え、他のプロジェクトとの関係や COVID-19 の影響も考慮され、2021年9月1日までとかなり長い期間で設定されています。

III 主なプロジェクト動向

2020年において成果物の公表には至ってはいないものの、IASBにより検討が進められた主なプロジェクトは、次のとおりです（2021年1月12日時点のIASBの作業計画から抜粋）。

【図表6】IASBの主なプロジェクト

	プロジェクト名	目標時期（予定公表物または次の作業目標）
基準 設定	①料金規制対象活動	2021年1月（公開草案）
	②基本財務諸表	未定（プロジェクトの方向性の決定）
	③SMEである子会社	2021年1月（ディスカッション・ペーパーまたは公開草案）
	④開示の取組み—基準レベルの開示レビュー	2021年3月（公開草案）
	⑤経営者による説明	2021年第2四半期（公開草案）

	⑥資本の特徴を有する金融商品	未定（公開草案）
リサーチ	⑦資産リターンに応じて決まる年金給付	2021年2月（リサーチのレビュー）
	⑧中小企業向け IFRS の包括的なレビュー	2021年3月（プロジェクトの方向性を決定）
	⑨動的リスク管理	2021年第2四半期（コアモデルのフィードバック）
	⑩採掘活動	2021年第2四半期（プロジェクトの方向性を決定）
	⑪適用後レビュー（IFRS 第9号分類および測定）	2021年下期（情報要請）
	⑫持分法	未定（プロジェクトの方向性の決定）
維持管理	⑬会計方針および会計上の見積り	2021年2月（最終基準）
	⑭開示の取組み—会計方針	2021年2月（最終基準）
	⑮交換可能性の欠如（IAS 第21号外国為替レート変動の影響）	2021年第1四半期（公開草案）
	⑯単一の取引から生じた資産および負債に係る繰延税金	2021年第2四半期（最終基準）
	⑰返還の利用可能性	未定（プロジェクトの方向性の決定）
その他	⑱2020 アジェンダ協議	2021年第1四半期（情報要請）

以下では、上記のうち②、⑤を取り上げます。

1. 基本財務諸表

2019年12月に公表された公開草案「全般的な表示及び開示」について、2020年9月30日にコメント期限を迎え、215件のコメントレターがIASBに寄せられました。IASBは、コメントの分析を行い、2020年12月から審議を再開しています。

公開草案は、財務諸表における情報の伝え方の改善を目的にさまざまな変更を提案しており、IFRSに基づいて財務諸表を作成する多くの企業に関係する提案となっていました。特に損益計算書の改善に焦点が当てられ、主に次のような提案が行われました。

- (1) 損益計算書の新たな区分と小計の導入（図表7）
- (2) 分解表示を改善する規定の追加（通例でない項目の追加を含む）
- (3) 経営者業績指標（IFRSで定めのない業績指標）の開示の導入（図表8）

【図表7】 損益計算書の新たな区分と小計の提案（網掛け部分）

売上高	1,000	営業区分
売上原価	△400	
売上総利益	600	
販売費及び一般管理費	△300	不可分な関連会社
営業利益	300	
不可分な関連会社の持分法投資損益	50	投資区分
営業利益及び不可分な関連会社の持分法投資損益	350	
金融資産の公正価値変動	25	
配当収益	5	
不可分でない関連会社の持分法投資損益	10	
財務及び法人所得税前利益	390	財務区分
財務活動による費用	△100	
税引前利益	290	
税金費用	△90	
当期利益	200	

【図表8】 経営者業績指標の調整表（通例でない項目の調整を含む）の提案

調整後営業利益(経営者業績指標)	320	税金	非支配持分
通例でない項目の調整			
リストラクチャリング費用(販売費及び一般管理費)	△30	9	15
費用調整			
確定給付債務の利息純額(財務活動による費用)	10	△3	-
営業利益(IFRSの小計)	300		

2020年12月の再審議では、コメントの分析が行われました。以下では、ごく一部ですが、公開草案の主な提案と回答者からの主な意見の内容を紹介します。

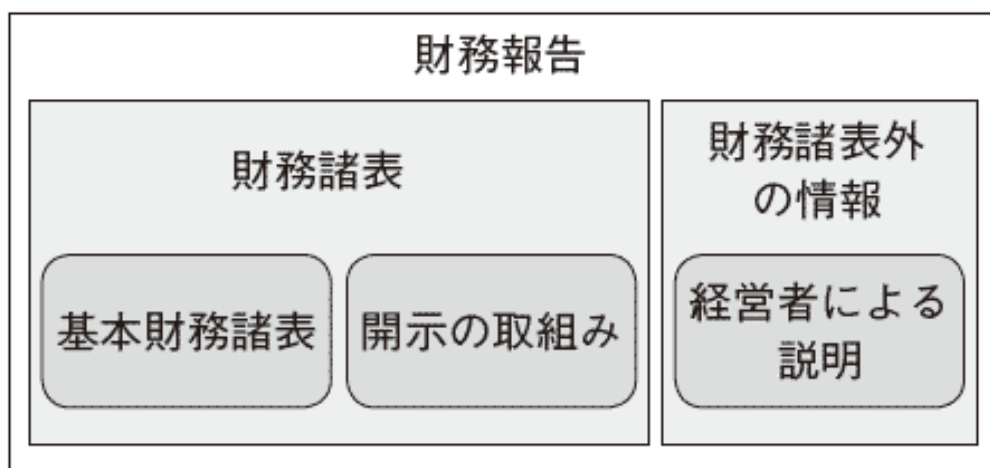
公開草案の主な提案	回答者からの主な意見
<p>損益計算書の新たな区分と小計の導入（図表7 網掛け部分）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大半は提案に賛成（企業間の比較可能性の向上に資する） ・一部は区分の定義や「主たる事業活動（main business activities）」について追加的なガイダンスを要望 ・大半が次の提案を懸念 <ul style="list-style-type: none"> ・関連会社等の持分法投資損益を不可分か否かで区分表示すること（図表7参照）（ただし、大半の利用者は営業利益からの除外には賛成） ・為替差額を営業，投資，財務区分に分けること ・一部は「営業区分」を残余として定義することを懸念
<p>分解表示を改善する規定の追加</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・多くが収益・費用等の分解の原則の提案（性質等の追加的な特徴に基づき分解する）に賛成 ・以下の提案は意見が分かれた（主に作成者が反対，利用者が賛成） <ul style="list-style-type: none"> ・営業費用の性質別内訳の注記要求 ・費用の機能別表示と性質別表示の混合禁止 ・通例でない収益・費用を定義し，注記開示を求める提案には以下の意見があった <ul style="list-style-type: none"> ・定義を設けることには大半が賛成 ・定義の内容には多くが反対（限定的な予測価値，種類と金額が類似，将来数年間などの用語の意味が不明確など）
<p>経営者業績指標（IFRS で定めのない業績指標）の開示の導入（図表8）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・多く（利用者はほぼすべて）が提案に賛成 ・ただし，多くが定義について以下を懸念 <ul style="list-style-type: none"> ・財務諸表外での一般とのコミュニケーションで用いたすべての指標の開示を求めるのは過剰 ・貸借対照表やキャッシュ・フロー計算書の項目に基づく指標が含まれていない ・税金と非支配持分への影響を開示する提案は意見が分かれた

2021 年は、これらのコメントを受け、再審議の計画が策定され、主要な論点に対する対応の検討が議論され決定されていくと予想されます。ただし、最終基準化の時期や適用時期などは未定とされています。

2. 経営者による説明

IASB は、IFRS 実務記述書第 1 号「経営者による説明」（以下「実務記述書」）を改訂するプロジェクトを進めています。前述の基本財務諸表と同様、財務報告におけるコミュニケーションの改善を目的に開始されたプロジェクトです（図表 9 参照）。

【図表 9】 財務報告におけるコミュニケーションの改善プロジェクト



2017 年 11 月に IASB のアジェンダに追加され、2020 年にも多くの審議が行われました。ほぼすべての審議を終了し、現在は 2021 年 4 月の公開草案公表に向け、草案作成中の段階にあります。

「経営者による説明 (management commentary)」（以下「MC」）とは、財務諸表を補完する記述的な報告を指し、これに相当するものとして、戦略的報告書、アニュアルレポート、経営者による財務・経営成績の分析 (MD&A) などの用語が使われることもあります。日本では有価証券報告書における「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」「事業等のリスク」「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」といった記述情報が相当します。

現行の実務記述書は、この MC について、記載の目的や原則、記載すべき要素などを示しています。IASB は、この実務記述書に次の改訂を行う方向で審議を進めています。なお、

IFRS の基準と異なり、実務記述書に強制力はなく、改訂にあたってこの点は変わりません。

- ・記述的な報告に関する進展の取込み
- ・報告実務における欠落（業績報告上の短期志向や企業固有の情報の不足など）への対処
- ・原則ベースの定めを維持しつつ、厳格な適用を支援する十分に詳細な定めを追加

IASB の会議では、これまで主に MC の作成基礎、目的などについて議論が行われてきました。2020 年 3 月の IASB 会議では、MC の目的を次のようにすることが暫定決定されています。

- ・以下の提供により、「将来キャッシュ・フローの見通し」と「経営者の受託責任」についての主要な利用者の評価を支援することを目的とする。
 - ・財務諸表における業績・財政状態の理解を高める情報
 - ・将来の見通しに影響する可能性のある要因についての知見を与える情報

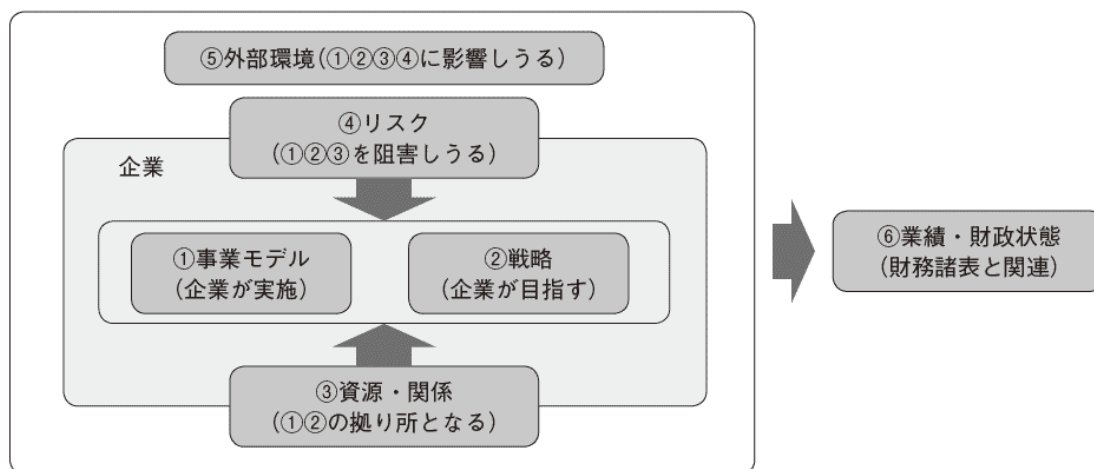
4 月から 7 月にかけては、MC の記載にあたって重点を置くべき主な内容として 6 つの項目が示され、それぞれの開示目的や開示を支援するガイダンスの内容が議論されました（図表 10、図表 11 参照）。

【図表 10】 6 項目と開示目的

項目	開示目的（下記の理解に役立つ情報の提供）	具体的な開示目的（含めるべき主な情報）
①事業モデル	事業モデルによりどのように価値・キャッシュフローが創出されるか	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の範囲・内容・規模 ・価値創出・キャッシュフロー生成のサイクル など
②戦略	価値創出能力・キャッシュフロー生成能力の持続と発展についての経営者の戦略	<ul style="list-style-type: none"> ・戦略の推進要因 ・経営者の長期的な達成目標とその達成方法・計画 ・達成状況のモニターと測定の方法など

③資源・ 関係	①と②の拠り所となる資源・関係	<ul style="list-style-type: none"> ・資源・関係の内容, 利用方法, 管理方法 ・資源の利用可能性や関係の強さに影響しうる要因 など
④リスク	①, ②, ③を阻害しうるリスク	<ul style="list-style-type: none"> ・リスクとそれに対するエクスポージャーの内容 ・リスクのモニターと管理の方法 ・リスクが顕在化した際の対応の方法
⑤外部環 境	外部環境が①, ②, ③, ④に与える影響	<ul style="list-style-type: none"> ・外部環境の要因やトレンドの内容とそれが企業に与える影響 ・当該要因とトレンドへの対応の方法
⑥業績・ 財政状態	企業の業績・財政状態	<ul style="list-style-type: none"> ・業績・財政状態の主要な側面 ・当期の業績・財政状態に影響した, または将来の業績・財政状態に影響しうる要因 ・従前の予想との比較 など

【図表 11】 6 項目の関係



(出所：2020年7月 IASB会議のアジェンダペーパーを一部加工)

10月には、6項目に関係し、利用者に関心のある事項として、企業の無形の資源や、ESG（環境・社会・ガバナンス）に関するガイダンスも議論されました。例えば、ESG情報は、通常は、財務報告よりも広い企業報告の範囲に含まれますが、当該情報が長期を含む企業の価値創出能力やキャッシュ・フロー生成能力に影響を与える可能性がある場合は、MCにおいて提供されるとしています。

なお、昨今のESG情報への関心の高まり、サステナビリティ報告の進展や当該報告の標準化を求めるニーズを受け、本プロジェクトとは別に、IFRS財団の評議員会は、2020年9月に「サステナビリティ報告に関する協議ペーパー」を公表しています。グローバルなサステナビリティ報告の基準開発を担う組織として、IFRS財団のもとにIASBと並ぶサステナビリティ基準審議会の設置を提案するものです（コメント期限は2020年12月末まででした）。

MCのプロジェクトは、このサステナビリティ報告と財務報告をつなぐ接点の役割も果たすプロジェクトとなる可能性があります。

IV おわりに

本稿では、昨年1年のIFRSをめぐる基準開発の主な動向と今後予定される動きについて概説しました。本年2021年のIFRSをめぐる基準開発は、上半期において各種の成果物の公表が予定されています。また、前述の基本財務諸表や経営者による説明に関する基準開発プロジェクトや、のれんと減損についてのリサーチ・プロジェクトを中心に検討が進められるとともに、今後のIASBの検討の方向性を決めるための5年に一度のアジェンダ・コンサルテーションの実施が予定されているなど、活発な議論が予想されます。2021年もこうしたIFRSをめぐる基準開発の動向を注視していく必要があると考えられます。